

学位申請論文（原著引用論文）の取り扱いについて

（平成19年3月22日大学院博士課程委員会了解事項）

博士論文における「学位申請論文」の取り扱いについては、次によるものとする。

1. 「学位申請論文」は、原著であり、これまで申請者が行ってきた一連の研究の集大成の形をとる論文とし、「和文」「欧文」を問わない。
2. 「学位申請論文」は、申請者が第一著者となった、査読審査のある学術誌に掲載された2編以上の論文をベースとする。
3. 「学位申請論文」の作成のために、ベースとなったすべての引用論文は、参考論文として記載せず、「原著引用論文」として別途表記すること。
また、表記したすべての原著引用論文の別刷を添付すること。
4. 「学位申請論文」の作成のために、ベースとなった論文が共著論文の場合には、欧文論文に限るものとする。
5. 「学位申請論文」により学位を授与された者は、提出した申請論文と原著引用論文の別刷を一緒に製本し、速やかに学生支援課に2部提出すること。
6. 「学位申請論文」の作成にあたり、引用論文の著作権等に係る事項等は、申請者が責任をもって対応・処理すること。